村尾光子の
みなみかわち 町議会報告（第77号）

1994年1月13日発行

発行者：村尾光子（TEL&Fax:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３，２３８－２
グリーンタウン１２２街区３

今回は第４回定例会（１２月９～１３日）と
第６回臨時会（１２月２４日）の 報告です。

《審議事項》

議案第52号	議会議員の報酬等に関する条例の改正	賛成全員	可決
53	町長等3役の給与等に関する条例の改正	〃	〃
54	町職員の給与に関する条例の改正	〃	〃
55	町税条例の改正	〃	〃
56	町民生事務調査審議会設置条例改正(定数増)	〃	〃
57~59	H5年度町会計補正予算(3件)	〃	〃
発議第 2号	商工会への事務局長配置費補助に関する意見書	〃	採択
3	乳製品輸入自由化絶対阻止に関する意見書	〃	〃
4	学校給食牛乳予算確保に関する意見書	〃	〃
5	道路整備推進に関する意見書	〃	〃
6	治水事業推進に関する意見書	〃	〃
7	児童福祉法に基づく保育制度拡充を求める意見書	〃	〃
議案第60号	町一般会計補正予算(第4号：災害復旧国庫負担金)	〃	可決

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：舘野正明・永吉栄・上野喜八郎 村尾光子の４議員

もくじ

★高齢者保健福祉計画策定に向けて

―― 町長の一般行政報告・村尾の一般質問から ――

平成元年12月、国は21世紀の超高齢社会に対応すべく『高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)』を策定し、平成2年6月には老人福祉法等福祉関連8法が一部改正されました。これらのことから、特別養護老人ホームへの入所決定権が県から町村へ委譲されたこと等と同時に、市町村でも今年度(5年度)中に高齢者保健福祉計画策定が義務付けられました。3月の定例会ではこの計画の内容骨子と、策定に当たっては関係機関や住民代表による計画策定委員会を組織して検討することを確認しています(村尾一般質問、報告NO74p5参照)。

今回の定例会では町長行政報告と村尾一般質問への答弁により、一応の手順を踏みしかるべき組織での検討が加えられていることが説明されました。

【問】計画策定に向けての進捗状況と見通しはどうか。
計画策定委員会での審議状況(内容)と委員会での今後の予定は。

【町長報告・住民福祉課長答弁】

町計画策定委員会・プロジェクト委員会設置要綱策定

H5年7月1日　策定委員17名委嘱・第1回策定委員会
H4年度に実施した高齢者実態調査集計分析結果説明
内容:高齢者の人数把握・核家族化の進行・介護者の意識等75項目
要望などをヒアリング

10月4日　第2回策定委員会

11月15日　プロジェクト委員会
実態調査を踏まえ、現状と将来の予測・要望について審議

11月25日　第3回策定委員会(中間報告)
あらましを素案としてまとめ中間報告とした
内容:①人口の推計 ②要援護者の現在数と将来の推計 ③在宅高齢者のまとめ ④保健福祉サービスの目標量
H12年の予測 人口22,560人、うち高齢者2,470人(高齢化率10.9%)
要援護者 314人、必要なサービスは現在の2~3倍となろう。

H6年1月　更に検討を加え計画策定完了予定 ⟹ 完了の時点で広報する。

【問】次期高齢者(現在65才未満の人達)・核家族世帯住民の意向はどのように把握するのか。自治医大付属病院、特に地域医療の活用についての見解は。

【住民福祉課長】計画が実施される段階で、在宅介護支援センターや老人訪問看護ステーションの整備等、保健サービス全般に自治医大付属病院の協力を得る。
策定委員会には地区医師代表として外科の伊沢医師が入っている。高齢者治療では一番地域に密着しているので、策定委員会では実態を踏まえた意見が反映されるものと期待している。

【問】計画策定に際しては、何故、委託しなければならないのか。
委託内容と委託先はどうか。

【住民福祉課長】計画策定には、H12年までに必要な高齢者福祉サービスの目標総量を算出しなければならず、専門的技術・手法を必要とする。福祉行政需要が増大しており、現体制では対応できないので専門業者・株式会社ワイズマン(宇都宮市)に委託した。委託内容は人口推計・分析・集計・印刷製本等。

—1993.11.25 毎日新聞—

"おカミの施し"の発想は変える時

自分たちの老後は自分たちの手で

全市町村で策定中の「老人保健福祉計画」に注目を、という

西　三郎さん(66)

「人生八十年時代になりました。高齢になると、住んでいるまち、地域とのつながりが密接になります。いざ、介護が必要といった時はもちろん、健康な人でも近隣とのつきあいが増えます。四、五十歳代の人も、週休二日制など労働時間短縮の取り組みが進み、自由時間が増えつつあります。その大半をすごす場として、地域社会に無関心ではいられないでしょう」

「ちょうど今、全国すべての市町村で、西暦二〇〇〇年をゴールにした"老人保健福祉計画"を策定しています。高齢社会に取り組む、骨組みを決める重要な計画です」

「この計画は、国のゴールドプラン"高齢者保健福祉推進十カ年戦略"を各自治体で実現すべく、今年度中の策定を義務付けたものです。住民参加で策定せよ、とも言っています。半面、国が細かくガイドラインを示し、財政の裏打ちはありません。"むちゃだ"との批判もあります」

「その指摘の内容は事実ですが、批判で何が残るでしょうか。それよりも、私は住民参加で計画作りを、という点をプラスに評価したい、と考えます。住民自治、住民によるまちづくり、自分たちの老後は自分たちで決めるのだ、という意識で、計画をつくるべきだ、と思うのです」



東京・三鷹市の自宅で
(撮影・関　喜良)

「これを機会に、そのように取り組んだ市町村もあります。秋田県鷹巣町は各種の住民集会を重ね、ユニークな実践に入っています。たまたま私が関与した東京都三鷹市の場合、十六万市民のうち三万人くらい、意見を述べる機会を設け、与えられたワク内で最善のものになったと思います」

「しかし、国のガイドラインをなぞるだけとか、コンサルタント会社の作品そのままなど、問題の多い自治体もあります。自分のまちの計画がどうなっているのか、ぜひご覧になってください。市町村の広報紙にすでに載っているか、これから載るはずです。まずは、自分の問題として、じっくり読むことです」

「計画ができても、これから実施され、改定されます。おかしいと思えば、市長に手紙を出す、窓口で意見を言うのもいいでしょう。口を出さない代わりにカネを出す、労力提供でもいいでしょう」

「住民意識が変われば、行政は変わります。"おカミの施しを受ける"の発想ではなく、どんな形でもいいから、住民として参加することです。町内会でも、子供会でも結構。時代が動いていますから、参加すれば、必ず問題意識が生まれます。高齢社会の入り口に立った今、これが最も大切な課題と思います」
(聞き書き・有馬　寧雄)

にし・さぶろう
千葉医科大卒、医学博士。国立公衆衛生院教授、東京都立大教授を務め、現在、愛知みずほ大教授・人間科学部長。専攻は福祉行政論。著書に「医療と人権」「新時代の自治体福祉計画」(いずれも共著)がある。

☞高齢化問題は住民一人ひとりにとり避けられない問題だと思うが、町内での関心は今ひとつのように感じる。まだ実感が涌かないのか?行政サービスを当てにせずともよいのか?確かに我が町の高齢化率は、大規模宅地開発による人口急増のため、県内でも低い位置にある(10.86%,43位:H4.10月現在)。だが、今の若い世代もいつかは一気に高齢者になるのだ。そのときを予測して、どうしたら良いのか皆で考えなくてはならないと思う。そこから住民参加がスタートするのだと思うのだが。行政は我々住民に対して、問題提起し関心を喚起すべきではないか。秋に実施された町政懇談会のような場で意見を聴くのも一つの方法だ。また、策定委員を公表して意見が広く寄せられるよう配慮すべきではないか。策定委員会のメンバーは各界・機関を代表している方々だが、核家族など生活環境の違い

は考慮されているのだろうか。地域福祉の面からは行政施策とボランティア活動との役割分担を明確にする必要もあると思うが、何故現にボランティア活動している人達が参画しないのだろうか。また、住民代表として女性が2人しかいないのは大変寂しい。実際に介護の殆どは女性が担っていると言われているのに。

グリーンタウンの新しい住民には、この地を選んだ理由として"近くに大学病院があるので安心だから"を挙げる人達が多い。高度医療技術をもつ大学付属総合病院には、プライマリーヘルスケア(一次医療)の役割は期待すべきではないと思うが、自治医大は僻地医療に携わる医者の養成を目的とし、『地域医療』という他に余り例のない、特色ある分野をもっている。将来の保健・医療・福祉の一体的な計画策定しようとするときに、自治医大が立地している町だからこそ、その力が借りられるのではないだろうか。『実施の段階で』などと遠慮せずに、計画策定から参加要請して欲しかった。全国各地で地域医療に携わってきた医師たちが、様々な事例とノウハウを持って大学に帰っている。それを活かすことが、我が町の特色、独自性になるのではないか。大学にとってもそれがプラスになるのではないか。

計画策定のため、590万円の委託費が予算化されている。策定委員会を組織しても、更に委託する必要があるのか疑問に思ったが、この事務にあたる職員がいないとの事らしい。国県から計画に盛り込むべき項目や目標値が示され、まとめると70ページにも及ぶ冊子になるとも担当者から聞いた。"庶務"のレベルの委託はやむを得ないようだが、中身は是非とも地域の主体性を持たせて欲しい。

次回の国勢調査が実施されるH7年には見直しがされるとも聞いた。そのときには一層の充実が図れるよう、種々配慮をしてもらいたい。

《高齢者保健福祉計画策定委員会》

役職名等	氏名
町議会議長	塚原洋
議会教育民生常任委員長	舘野正明
民生委員総務	小室正
民生委員婦人部長	松本リウ
自治会連絡協議会長	舘野鉄男
保健委員代表	内木和兵
老人クラブ連絡協議会長	伊沢忠二
シルバー人材センター 理事長	大嶋栄一
婦人団体連絡協議会長	藤沼キクエ
地区医師代表	伊沢四郎
河内福祉事務所長	櫻井一郎
宇都宮保健所長	潮見重毅
助役	園部孟
教育長	海老原良夫
住民福祉課長	川根登代子
保健衛生課長	川俣長一
社会福祉協議会事務局長	五月女貞

《計画策定プロジェクト委員会》

役職名等	氏名
助役	園部孟
保健衛生課長	川俣長一
保・衛課保健係長	伊沢正代
〃 保健婦	籾山喜久代
国保年金課長	大島勝子
〃 係長	田中武
社福協議会事務局長	五月女貞
〃 専門員	上野信子
〃 家庭奉仕員	坂本シズエ
企画課長	舘野和夫
企画課財政係長	蓬田広
社会教育課長	野口和雄
社教課社会教育係長	川俣広美
住民福祉課長	川根登代子
住・福課福祉係長	塚原孝
住民福祉課主事	大門啓美

(敬称略、資料提供:住民福祉課)

傍聴感想

昨秋、県総合文化センターで開かれた第25回生活学校栃木県大会で、元全国生活学校連絡協議会会長 鈴木正子先生の『地域福祉を考える』という標題の記念講演がありました。先生は地域の公民館で、保健婦による健康相談、給食サービス、リクリェーション、手芸、創作などを通して高齢者とふれあい、行政のすき間を埋めていく福祉活動の実際を、スライドを用いて興味深く話され、大変感銘を受けました。その最後にひと言「今、各市町村では平成5年度中に『老人保健福祉計画』の策定を義務付けられ、懸命に取り組んでいますが、この計画の出来具合によって、あなた達の老後はバラ色にも灰色にもなります。皆さんの市や町でどのようなプランが出来上がってくるか、しっかり見守りましょう。」という言葉で締めくくられ、それが頭の隅にこびりついていました。

その後、12月9日の町議会で村尾さんが、わが町の『老人保健福祉計画』について質問してくださるというので期待して傍聴に出掛けました。

村尾さんの質問は国の"高齢者保健福祉推進十カ年戦略"(通称ゴールドプラン)から説きおこして、筋道立ててよくまとめられ、急所を押えた素晴らしい質問でした。どんな答弁が返ってくるか、とわくわくしながら聞いていましたが、なんとなく的はずれて、老人の在宅福祉に対する町の基本的な考え方すら見えてきませんでした。聞くところによると、町の『高齢者サービス調整チーム』は老人ホームの"入所判定委員会"になってしまっているそうです。寝たきりになれば、「ホームに入れてしまおう」という旧態依然とした弱者隔離の考え方であり、ノーマライゼイションの姿勢に欠けているとしか思われません。「手がかかっても自宅で介護しましょう。そのためにはディケアサービス、ショートスティ、リハビリの介護など、在宅療養を支えるための多彩な支援のメニューも準備しますよ。」という高齢者、障害者の立場に立った考え方に基づいていないと思われます。

グリーンタウンの新住民は核家族が多く、都会の高レベルの福祉をすでに体験している人もあります。旧町では高齢化が進み共働きが増え、家庭での介護力も低下しているものと思われます。それぞれ抱えている課題が異なり、町に求められる需要の質も量もバラエティーに富んでいる筈です。従ってこのような本町の現状に即した計画が必要となるわけです。せっかく、役場内に『高齢者サービス調整チーム』『高齢者保健福祉計画策定プロジェクトチーム』『高齢者保健福祉計画策定委員会』という3つの委員会を設置し、議長、議員、助役をはじめ、担当課長及び担当者、医師、保健婦、民生委員等など、錚々たるメンバーを揃えながら、「町費を支出して委託したのはなぜか。」という質問には「推計に高度の技術を要するため」というまるで他人事としか思えないような答弁でした。私達の老後をこの町で快適に過ごすための計画策定が、600万円で宇都宮の会社に下請けに出されるとは・・・住民のニーズが本当に反映されるのだろうかという不安と共に、何のために税金を払っているのだろうかと実に情けない思いが致しました。

秋田県鷹巣町では各種の住民集会を何回も重ねて『老人保健福祉計画』を練り上げ、ユニークな実践活動に入った、と聞いています。

これからは今までのように、国が、県が、と上の責任にできない、地方分権、地方自治、自立の時代がやって参ります。特に地域の福祉は市町村の首長の考え方と工夫、やり方ひとつで、バラ色にもなれば灰色にもなると言われ、その手腕が期待されています。1月中には『老人保健福祉計画』ができ、そのうち広報に掲載されて住民にPRされるそうですから、どのようなプランが出来てくるのか、しっかり見守りたいと思いました。

―― 佐々木治子 ――

村尾光子の一般質問



問１.グリーンタウン内地区公民館等について

(1)H7年建設に向けどのように構想がまとめられているか。

予定敷地面積は当初の5,000m²から激減している。最終的にどうか。

面積が縮小された現在、建物は複合施設とするのか、個別に建設するのか。

【企画課長】H7年度に自治総合コミュニティー財団の助成を受けコミュニティーセンター建設を考えており、H6年度に設計する。児童館は内部検討の結果、まだ予算が固まらず建設時期の結論が出ていない。行政センター用地は当初4,995m²予定されていたが、下水道組合に1,044m²、鉄塔用地に169m²売却され現在3,782m²となり、この面積は堅持できる。建物は個別に建設を考えている。

(2)設計に際しては地域住民の声が反映されるよう、検討委員会の設置や地域住民との懇談会等の開催を望む。

【企画課長】設計の段階から、自治会代表者に説明会を開き意見を伺う。H6年4月以降となろう。

問２.高齢者保健福祉計画について　⇨Ｐ２記載

問３.女性のための行政施策について

女性計画策定に向け、H3年12月定例会以来どのように進められたか。

現状はどうか。女性問題懇話会等の諮問機関を設置されたい。

【企画課長】H4年8月に女性行政庁内連絡会議を設置した。同年12月には県婦人青少年課から講師を招き、女性問題の現状と課題・県内の動向などについての研修会を開催した。また、5年3月には庁内連絡会議を開催し、女性行政の基本方針・重点施策について協議した。しかし、率直なところ連絡会議は余り機能していなかった。努力が足りなかったと反省する。今後は積極的に進める。庁内の現状から現段階での諮問機関設置は困難だ。

☞本当にやる気があるのか、と内心問いただしたかった。前回の質問より丸2年間、殆ど放置していたに等しい。たった1回の研修会も女性リーダー講座の一環として教育委員会サイドで企画されたものだった。

町財政を担当し、ふれあいプラザ建設事業を抱える企画課はきっと忙しいに違いない。しかし、建築・土木などハード事業に重点が置かれ過ぎてはいないだろうか。体系的な施策は無論のことだが、啓発事業は時間をかけなくては結果が現れず、だからこそ早く本腰を入れて取り組んで欲しい。余りにも率直に反省されてしまい、肩透かしされたような気がする。次回こそ、実のある答弁を聞きたい。

問4．教育行政について
(1)教育総務課は実質的には学校教育に係る事務量が多い。
適切な名称にすると共に、教育委員会事務局体制の充実を求める。

【教育長】通称教育委員会といわれているのは、正しくは南河内町教育委員会事務局○○課というもので、5人の委員で構成されている会を教育委員会と言う。毎月の定例会では、必要に応じ社会教育についても課長・係長の出席を求め、または教育長から説明・報告している。

町では行政需要の増加や変化に対応して執行体制の充実を図っている。教育委員会も、今後の生涯学習体制整備の推移により改組・充実しなければならず、その時期に、教育総務課を総務と学校教育に分けることも一方法として考える。

☞当たり前のことだが、教育委員会は5人の委員で構成されている機関を言う。教育長と教育委員長と、それぞれどんな役割があるのか分かりにくいところだ。

以前から、教育総務課と社会教育課を並列に置いている現状はあたかも学校教育中心主義のように感じていたので、改称を提案した。また、この数年社会教育委員の活動をしてきた中で、教育委員の方々は町の社会教育の現状や生涯学習について、どのように考えているのだろうと思うことが多かった。委員会会議の様子を知りたかったのだが、適確な表現ができなかった。

それにしても教育長は、生涯学習は教育委員会事務局が担当すると決めているのだろうか。社会教育の枠を超えて、一般行政をも網羅して体制づくりをしなければならず、生涯学習は個人の学習からまちづくりへと発展するものなので、むしろ町長部局が良いと私には思えるのだが･･･。推進体制が確立されるまでは社会教育課が担当することになっている。

(2)県生涯学習センターとの情報ネットワーク活用策はどうのように考えているか。文化振興策の一助として、広報等にて積極的に情報提供されたい。

【社会教育課長】住民の自発的学習を支援するため、必要としている学習情報を豊富に提供することが、行政の役割と考える。町は今年度、国庫補助事業を導入して県総合教育センターのホストコンピューターと市町村のパソコンを結ぶ県内の学習情報提供システム整備を進めている。このシステムは中央公民館と東分館の2か所に設置し、H6年4月から本格稼働となる。文化情報も含む広範で多様な情報収集と提供に努め、来年度早々に町広報やパンフレット等でシステムの周知を図る。また、電話等での問い合わせや学習相談も充実させる。

問5．広報公聴について
町広報充実のため、町民モニター制度を取り入れてはどうか。

【企画課長】効果はあろうと認識している。内部で研究する。

☞文化的な催しの開催頻度は、文化会館設置の有無によるところが大きい。文化会館がない南河内町の住民は文化的な催しに触れる機会が大変少ないと言える。現在の町の行政需要や財政状況を考えると、文化会館の建設は実現不可能に近い。ならば、せめて近隣市町での催しにでかけたい。そうした情報は大いに提供してもらいたい。学習情報提供システムは文部省の生涯学習基盤推進体制整備補助事業として実施されるもので、418万円(うち国庫補助金139万円)が予算化されている。有効に活用したいものだ。また、近年町広報は工夫が凝らされ読み易くなったと思う。しかし、住民がどう判断しているのか、広報誌発行の効果がどの程度あるのか等、住民意向を把握する必要もあるのではないか。

★第３投票区、分割へ

―― 町選挙管理委員会決定：12月24日 議会へ報告 ――

南河内町は、公職選挙法の規定により現在９つの投票区が設けられているが、第３投票区(自治医大・グリーンタウンを含む地域)の選挙人名簿登録者数が急増していることから、12月16日の選挙管理委員会において、次回の選挙よりこの投票区を南北に２分割することが決定されました。

自治医大駅前通りで分割

第３投票区
- 北側⇨投票所祇園小学校：名簿登録者数 2,712人(H5.9.2現在)
- 南側⇨〃今後施設管理者と協議：〃 3,031人(〃)

平成５年９月２日現在　投票区別選挙人名簿登録者数・面積内訳

投票区	登録者数	面　積	投票区	登録者数	面　積
第１	1,729人	4.66㎢	第６	812人	3.46㎢
第２	1,129	3.37	第７	840	4.78
第３	5,743	3.88	第８	469	2.91
第４	369	2.06	第９	793	3.47
第５	538	2.94	合計	12,422人	31.53㎢

※資料は総務課より

《投票区の増設について》―― S44年自治省選挙部長通達 ――

1. 遠距離地区(投票所から選挙人の住所までの道程が３キロ以上ある地区)を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。
2. 過大投票区(1投票区の選挙人の数が概ね3,000人を超えるもの)にあっては、概ね3,000人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。
3. その他前2項に該当しないものであっても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が2キロ以上であって、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。

★特別職・議員の期末手当率を引き下げ 勿論、職員も。

期末手当の率を次のように改正しました。　　　　（表は改定された率）

	支給月	給与月額X1.15X率		支給月	報酬月額X1.15X率
町　長	3月	0.55 → 0.50	議　員	6月	1.70 →現行通り
助　役	6月	2.20 →現行通り		12月	2.55 → 2.40
収入役	12月	2.70 → 2.60			

※月額X1.15は役職加算15%を含めたものを意味する。

職員の期末手当も3月・12月併せて0.15の率を引き下げた。しかし、この12月には従前通りの率で支給したので、3月の段階で差額を調整することになる。議員には3月には期末手当を支給しない。

期末手当は引き下げたが、職員給与はベースアップされた。給与表で平均2.01%，諸手当で平均2.08%の引き上げとなった。町職員給与のラスパイレス指数は、近年下がりつつあり前回はおよそ103となった(総務課長談)。

《ラスパイレス指数》

地方公共団体のラスパイレス指数とは、地方公共団体の職員構成(学歴別・経験年数別構成)が国と同一であると仮定して、その団体の平均給与を求めたうえて、国の平均給与を100として算出した指数。自治省の発表では1992(H4)年4月1日現在の一般行政職地方公務員のラスパイレス指数は平均102.5であった(S63年は103.4)。　―― 現代用語の基礎知識1994版 自由国民社刊 ――

★主任児童委員に２名委嘱

主任児童委員制度がH6年1月からスタートします。

この主任児童委員も民生事務調査委員として位置付けるため、民生事務調査審議会設置条例の定数を23名→２５名に増員しました。

9月21日の町の民生委員推薦会議を経て、県知事の推薦を受け、H6年1月1日付けで次の2名の方が厚生大臣から任命されます。

金島あい子氏(下坪山)・佐々木弘子氏(グリーンタウン11区)

《主任児童委員》

区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員の連絡・調整を行う。また、区域を担当する児童委員に対する援助・協力を行う。児童福祉専門職や専門的な知識・経験を有するもので、主として55才未満の女性を登用。全国約9700地区に各1～3名配置。児童福祉関係機関・学校・教育委員会等との密接な連絡をとる。地域ぐるみの子育ての啓発活動の企画・実施、地域の児童の健全育成活動・ボランティア活動への参加促進、子育てネットワークづくりへの協力、置き去り・被虐待児の発見、実情把握、児童相談所からの調査・指導、児童福祉施設入所、退所後の保護者・児童への支援が主な仕事。　―― 現代用語の基礎知識 1994 ――

一般質問（通告順：抜粋）

①舘野正明議員

1.新教育観と生涯学習について
学校教育での新教育観・社会教育より生涯学習への発想の転換についての認識は。



【教育長】臨教審第5次（最終）答申の視点は①個性重視、②生涯学習体系への移行、③社会変化への対応である。今までの画一的・硬直して閉鎖的とも言われたものを打破しないと21世紀は生きていけない。新教育観では現教育水準を維持しつつ、一人ひとりに応じた教育を展開する。また、多様化・急激な環境変化により生じる子供の問題に対応するものであり、①家庭・地域との連携、②児童の個性重視、③自然とのふれあいを重視するものである。

2.価値観の多様化と創造の時代
(1)町の生涯学習推進方策はどうか

【教育長】教育委員会事務局で社会教育委員からの答申・提言を元に生涯学習推進計画の原案をまとめている。町長部局との協議を得て策定する。今後、町内各界代表・民間の推進組織などと行政が一体になって進める。

(2)生涯学習推進への町長のリーダーシップは

【町長】全庁あげて各行政間の連携強化を図り、生涯学習推進体制確立のうえ推進する。

(3)生涯学習課への改組・改称は

【町長】町教育行政や全体的行政組織が、町発展に対応し得るかどうか検証のうえ考えるべきで、改称のみで事足りるものではない。

3.個性豊かなまちづくりと人材育成のために剣道を町のリーダースポーツとしてはどうか。

【町長】町行政すべてがまちづくりのための人づくりで、南河内町民の特性は温和・協調性・勤勉である。特定スポーツを取り上げてまちづくり運動を展開する考えはない。

②永吉栄議員

1.財政運営の長期展望について



【町長】厳しい状況は他の自治体同様である。
自治医大周辺整備、特に教育施設整備の債務は最終的に80億円を超え、これらの償還はH8~25年度まで続きピークはH14年度で額は約5億円と予測。ふれあいプラザ等大型事業を含めるとこの年は10億円を超える償還額、公債費率は25%に達すると予測される。
税収見通しはグリーンタウン分譲による人口増はあるが大幅な自然増は望めない。法人税は1億円程だが、H4年度10%減、H5年度15%減で今後

も減少傾向。固定資産税はグリーンタウン分譲により、この数年10%増であったが、H6年度には公団分譲完了のため今後は評価替による自然増のみ。以上は現在での予測だが、財政危機に陥らないよう、最大の努力をする。

2.グリーンタウン内のCATV(ケーブルテレビ)を買収等して町としても活用しては。
【総務課長】町の財政事情から今後の研究課題とする。

3.祇園小への越境入学に関して不信と不公平感が残らぬ対応を。
【教育総務課長】以前には国分寺町居住者が知人宅に住民票のみを移して転入した例があったが、国分寺へ戻っている。現在は住民登録・家庭訪問等から越境入学はない。国分寺町に居宅がありながら南河内町のアパートに居住している例は1世帯あるが、居住していれば町民である。

【教育長】子供の入学については学校教育法施行令8・9・10条に明文化されている。

①父母の住居地に子供を入学させる。

②同種の学校が2校以上あるときは、教育委員会がいずれかを指定する。
(町教育委員会規則に明記)

③区域外入学:国立大学付属小中学校、私立小中学校に入学するときは保護者が居住地の教育委員会に届ける。

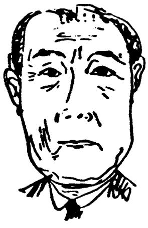
施行令には"越境入学"の表現はないが、正式な手続きをとらず、居住と異なる自治体の学校に通うことで、①住所が虚偽である。②生活の本拠がない。等、父母と同居していない状況をいう。生活の本拠があり住民登録手続きをしてあれば、法的に拒否することはできない。

③上野喜八郎議員

1.三昧場を運動公園として整備してはどうか。
【町長】下野薬師寺跡周辺は運動公園ではなく史跡公園として整備する。

防火のため清掃してはどうか。
【総務課長】薬師寺土地改良区が管理している。関係者と協議して対応する。

2.来年度の体育祭は例年どおりの会場での開催を。
【社会教育課長】別処山運動公園には野球場2面・サッカー場・300mトラック等整備したが、駐車場の点で来年度からとは考えていない。自治会数増加しており検討を要する。



１９９３年 報酬と主な使途

【収　入】

議員報酬	3,677,300円	(22万円X12(ヵ月))+(22万円(期末手当)X1.15(役職加算)X4.10(ヵ月))
下水道組合議員報酬	45,000	H4年度分
社会教育委員報酬	35,000	H4年度分
都計審議会委員報酬	6,000	
講演会等謝金	25,000	佐野市・栃木県連合青年団
所得税還付金	152,185	H4年分
寄付金等	12,000	
印刷機使用料	81,770	実費(印刷1.55円/枚+原紙30円/枚) └→用紙代含む
合計	4,034,255円	

【支　出】　主なもの

所得税	381,940円	義務的な支出 ⟹ 225万6982円
議員共済掛け金	290,400	義務的な支出
住民税	88,200	義務的な支出
国民健康保険税	177,400	義務的な支出
国民年金掛け金	127,640	義務的な支出
自動車重量税・整備等	151,400	義務的な支出 →保険料含む
議員旅行積立金	200,000	義務的な支出
家計へ	840,000	義務的な支出 →妻扶養手当分・ガソリン・電話代・└生活費一部として
病気保険	32,400	
印刷機用消耗品	66,448	インク・マスター(原紙)
印刷用紙	131,325	再生紙
事務用品・切手	66,554	
新聞・機関誌・月刊誌・図書	277,850	
書棚購入	32,800	
生ごみ堆肥化機・資材	51,944	“たべ丸くん”・EM菌ぼかし肥等
慶弔費	21,472	

その他議員研修・自主研修出張費・講座参加費・団体会費・懇親会参加費・被服費等

※家計へ月額7万円繰り入れている。内訳は妻の扶養手当相当分・夫給料から天引されているガソリン・電話代の返済、そしてH5年からは生活費の一部も。
議員報酬は役務の対価であり生活給は含まれていないとされているが、議員であるが故に夫の扶養家族ではなく、議員も自立すべきと考え生活費一部を負担することにした。しかし、依然として夫からお小遣いを貰っている。

※ごみ減量化・資源化の観点から、生ごみの堆肥化の実験に取り組んでいる。
コンポスト容器は使い勝手が余り良くないので、好気性微生物発酵方式(ヤンマーディーゼル製品：たべ丸くん)と嫌気性微生物発酵方式(EM菌)を試している。